

古代ヨーロッパにおける女性の地位

渡部 悅子¹

キーワード：ジェンダー gender, 性 sex, 古代ヨーロッパ ancient Europe

第1章 緒言

過去の時代において、女性がその属する社会の中で、どのような存在であったか、どのような役割を担っていたか、その社会的立場を調べ、その知識を共通認識として持つことは、これから女性がいかに在りえるか、何が出来るかなどの可能性を考えるうえで重要と考える。

この論文では、ヨーロッパを中心に、古代から中世について書かれた法律的文書の記述をもとに、女性が社会の中で男性との関係においてどのように扱えられていたかについて考察する。

第2章 性に関する法文から推測する古代ヨーロッパの女性像

ここでは、ジェームス ブランデッジ (James A. Brundage) が著した *Law, Sex, and Christian Society in Medieval Europe*¹⁾ にまとめられている古代ヨーロッパの法律文書中から、性を取り扱った部分を素に、女性が社会および家族の中でどのような扱いを受けていたかを明らかにする。

まず、古代の各国家における性に関する法律について検証する。

2. 1 バビロニア

B.C. 1750年頃、バビロニアで編纂されたハムラビ法典では、性犯罪に対する多くの罰が記載されている。例えば、結婚している女性が密通をした場合、溺死の罰を受ける。当の女性とその愛人はそれぞれ縛られ、一緒に水に沈めて処刑された。この法典では、夫が戦争で敵地の捕虜になっているときに他の男性と再婚した女性、また夫との性交渉を拒んだ女性なども水死の刑に処せられた。

ハムラビ法典では、普通は、男性は正式な妻(official wife)を一人だけ持てるとしているが（亡くなれば別）、バビロニア人は、結婚を性的な関係だけでは定義していない。法によると、奴隸でない自由人の男性は、妻以外に妾(concubines)との一時的ではない性的関係を認めているが、重婚は認められないので、妻が不治の病で、子供を産めないというような特別の条件のときに例外的に妾は認められた。バビロニアの妾は、大体において自由人の身分の女性であるが、補欠的な一段下の妻として扱われた。

2. 2 アッシリア

アッシリアの法は、バビロニアとは対称的で、女性の密通その他の性的犯罪を、非行あるいは個人的不正として扱い、女性の夫や父親は、犯罪を犯した女性の相手から慰謝料を受け取ったとのことである。

2. 3 ヒッタイト

ヒッタイトは、ほとんどの性犯罪を非行に対する慰謝料を科すという比較的軽い咎で処したが、不義・密通については別であった。密通者とその相手には、死の刑が科せられていた。密通の現場を夫が見つけた場合、夫は妻の

1 Etsuko WATANABE 千里金蘭大学生活科学部 (受理日：2007年11月8日)

密通相手を慘殺してもよいとしていた。ヒッタイト法では、ほとんどの場合、罰を科する人間が自分勝手な手段に訴えることを禁止している中で、この刑罰自体も、ヒッタイト法の中では特異なものである。

2. 4 初期の近東（Near Eastern）

キリスト教以前の古代の近東のいくつかの宗教は、古代の性に対する姿勢を形成するのに重要な役割を果たしている。初期の近東の国々は、性と崇高さとの繋がりを認めていた。宗教的達成感を性のエクスタシーの人間的経験という語で表現することがしばしば見受けられる。性の理想を神格化して偉大なる女神として崇拜した。性信仰を元として、もっとも影響の大きかった信仰のなかに、フェニキアの女神：イシュタルーアスタルトの信仰がある。これらは、雌雄両花の女神たちであり、性の経験とその崇拜者たちの熱望を具現化したものである。アスタルトは、時として天の女王と呼ばれた。この女神を信仰するいくつかの寺では、聖なる売春婦が仕えていた。彼女らは、崇拜者たちに性的快楽を与えるという職務をとおして、女神の聖なる力を経験する機会を与えた。イシュタルーアスタルトの宗教は、その崇拜者たちに身体的愛の歓びを称え、その感覚的歓びを単調で平凡な暮らしを超える何かに変容させていく機会を与えるものと考えていた。その後に現れるキリスト教やイスラム教とは、かなり異なる考え方を持っていたのである。

2. 5 古代エジプト

古代エジプト社会も、性行動に関する法を持っていた。エジプト人の結婚は、表面上は一夫一婦制であった。少なくとも古代・中代王朝の時期まではそうであった。この時代のエジプトの言葉のなかには、妾(concubine)とかハーレム(harem)という言葉はなかった。しかしながら、不義・密通という語は良く使われており、法的に厄介な問題をしばしば起こして混乱している。ある資料では、不義を大犯罪(great crime)と呼んでおり、当事者双方にその罰として死が科せられたとのことである。例えば、カフラーのウバアネは、不実な妻を生きたまま火あぶりにし、その愛人をワニがうようよいる水中に投げ込んだという話が残っている。

他の事例では、不義・密通は、深刻ではあるが超重大な罪だとは見なされておらず、犯罪としては軽度なものとして扱われた。実際には、エジプト人女性の不義は、ほとんど一般的に離縁・離婚という形で終わって、処刑には到らなかった。古代エジプトの社会では、どの時期にも離婚はかなりよくあったことは明らかである。

古代エジプトでは、売春は罪ではなく、ギリシャの聴衆にヘロドトスが語ったきわどい話から判断すると、エジプトの売春婦たちは古代地中海世界の中では、高く評価されていた。売春婦のなかには、名声と富を得た人々もいた。ヘロドトスの話のひとつに、偉大なピラミッドの建設者であるクフ王は、ピラミッド建設の巨費を支払う資金獲得のために、彼自身の娘に売春を強要したとある。

2. 6 古代ギリシャ

古代ギリシャにおける女神アフロディテ、またの呼び名ビーナスは、美の女神として広く知られている。一方では、この美の女神は、同時に愛と性の女神(patroness of love and sex)でもあった。フェニキア人のイシュタルーアスタルト崇拜のように、アフロディテ崇拜は、性的経験の力が普通の人々に降りてくることをかなえるというのである。B.C. 4世紀までには、ギリシャ人たちは、アフロディテのこの二面を区別し始めた。一つは、Aphrodite Ourania : アフロディテ オウレニアで、高貴で神聖な恋と愛情(love and affection)の化身として扱われるようになった。もう一方は、Aphrodite Pandemos : アフロディテ パンデモスで、セックスの楽しみを祝福するものであり、売春の支援者、奨励者として祭られた。肉体の理想美を追求するギリシャ人の思想家たちは、性行動についても思索を巡らせた。彼らは、後の宗教のように、セックスを悪とは考えなかった。セックスを自制したり、禁欲することに高い価値を置くこともなかった。だが、一方では、ある状況下におけるいくつかの性行動は、不道徳であると考える道徳意識も持っていた。ギリシャの作家たちが厳しい口調で侮蔑した性的犯罪の一つは、既婚女性の密通である。

密通を公開処刑することは、初期ギリシャ時代には表立っては知られていない。B.C.13年から A.D. 45~50年頃には、密通は未婚女性および寡婦を誘惑するのと同様に重罪とみなされるようになった。これらの罪人達は、死刑

もしくは牢獄に入れられた。また、裏切られた夫とか、父親は、このような不愉快な結果が繰り返されないように、密通もしくは誘惑した相手の男性から多額の慰謝料を要求できた。ここで注意すべきは、貞節は妻には課せられるが、夫には課せられないことである。結婚している人には、いくつかの守らねばならない規則があった。例えば、ソロン法(a law of Solon)によると、結婚している男性は、少なくとも月3回、性的勤めを果たすことを課されている。ギリシャの人々は、結婚している男性は妻以外の女性と公に悪い噂になる関係を持つことは、しないものと考えられた。しかし、軽い恋愛遊戯とか、若い男性と性的関係を持つことは、結婚とは相反しないと考えた。

アリストートル：アリストテレスによると、アテネの既婚男性たちは、その妻たちと同じだけ貞節の義務を負っていたが、実際には、法的にも不文律によってでも、密通の妻を裁くほどにはフラフランする夫を裁くことはなかった。道徳を説く作家が何を説いても、裕福なアテネの男たちは、しばしば妾を持った。ギリシャの法は、妾との間に生まれた子供たちの地位同様、妾の地位を認め、その権利を規定した。デモステネス(Demosthenes)(B.C.384~322)は、次のように言ってのけた。“われわれは、愉しみのために愛人(mistresses)をもち、妾(concubines)はわれわれの身体(person)のためにあり、妻は法的に正統な子孫を産むためにある。”

アテネの法は、未婚女性を誘惑(seduction)することについては、特に厳しかった。アテネの人々は、この誘惑は強姦よりより罪が重いとみなしていた。なぜなら、強姦は、予期せぬ衝動による行為であるのに対し、誘惑者は犠牲者の身体を強奪するだけでなく、その感情や忠誠心を彼女の夫や父やあるいは保護者から誘惑者に向かせるからである。アテネの法廷では、不義やら誘惑のせいで、一族の男性の権威が傷つけられたり、男性の権威の利益に影響を及ぼす場合にのみ厳しかったのである。

性犯罪の扱いは、ギリシャの都市の間では一律ではなかった。アテネの作家は、スバルタ人たちが妻を交換し合うというのを名誉を傷つける話として書いている。スバルタの道徳的、法律的基準がアテネの基準より劣っていると考えていたのである。

古代ギリシャは、一般的に近親者の結婚や、性的関係を認めなかった。ユウリピデスは、蛮族の社会の特徴として、近親相姦を禁止する法律がないことをあげている。ギリシャの法律は、また、男であれ女であれ強姦したものを見付している。罰金を科す場合もあるし、もっと重い罰になることもあった。

古代ギリシャでは、売春は性生活という点から日常的にあった。アフロディティに奉げられた寺では、フェニキアのイシュタルーアスターの売春婦たちのように聖なる売春婦によって祭られていた。このような寺や聖なる場所に関連する売春とはまったく別に、古代ギリシャ人の間では、商業売春も日常的にあった。大体は女性によって経営されていた売春組織や売春宿に関する証拠は、いまも多く残っている。あらゆる種類の男性、社会のあらゆる階層の男性が、これらの組織の客や後援者となっていた。なかには、哲学者や、統治者までもいた。一方、ほとんどの売春婦たちは、かなりの人が奴隸であった。これらの売春婦の多くは、実入りのよい事業と考える他国から来た人々であった。中には、高い社会階層の出身で知性と野望を持った女性たちが高級娼婦(hetairai)として働き、ときには、権力と富を持つ男性と長期にわたる関係を持った。

ギリシャの売春は、女性だけではなかった。男性の売春も日常的にあった。女性の売春は黙認されていて、罰金を払わされることもないが、金目的に他の男性と性交渉を持った男性は政治的権利を剥奪された。また、他の人は売春税を払わせられた。男性市民の売春にたいして差別的であるのは、ほとんどの売春をする人は、奴隸かよそ者なのに対して、市民がその身を売ることは、その社会階級への裏切りと考えられ、市民権を失うことになったのである。

2. 7 ローマ

ローマ上流階級にとって、結婚は、財産、政治、権力と切り離せないものであった。性的熱望の感情的満足の追求の余地はほとんどなかった。家長(Patresfamiliae)は、ファミリーの存続のため、また、その財産を守るために跡継ぎを生むために、妻と関係を持った。結婚における愛情とか思いやりは、多くの結婚している二人にとって、重要なことではあるが、結婚生活での性的感情的成就感に関する証拠となる文献などは、ほとんど残っていない。ローマ人は、夫と妻の間の感情は個人的な秘密のことで、公にするべきことでなく、他人に言うべきではないと考えられた。

ローマのエリート夫婦は、一見、現代の社会に似て、家族が存在しない社会構造のなかに暮らしていた。ローマの家族(familia)は、ともに暮らす世帯(household)で、現代的な家族という意味ではない。その世帯の大きさや、構成員は、さまざまであった。富裕で権力もある人たちのなかでは、世帯は、しばしば、多種類の人や物を含んでいた。家族(familia)は、妻、子供たち、召使、奴隸、家畜そして他の財産となるものすべてが含まれる。しかし、家長(paterfamilias)は家族(familia)には含まれない一方、妻と子供たちは召使や奴隸、牡牛やガチョウや他の家族(familia)と同様な家族(familia)の構成員と考えられた。貧しい人々のあいだでは、召使や奴隸がないし、家畜などの財産も少ないので、世帯は明らかに小さかった。ときには、一人の女性とその子供たちという家族(familia)もあった。

文献は、ローマの上流階級の男性を扱っているものに集中している。彼らは、性的快楽を結婚の中ではなく、結婚の外に追求するのが典型的であった。上流階級のローマ人女性は、最初の結婚時には、処女であることが当然のこととされたのに対し、男子は思春期初期に多くの場合売春婦によって、性的経験を済ませているのが普通であった。

ローマの歴史上、共和制の期間には、理論上も、法律上も、結婚している男性は、妻以外の女性と交わることは禁じられていた。しかしながら、この禁を犯しても、社会的、法律的には何も罰をうけることはなく、罪は一般的に無視された。対照的に、結婚している女性が夫以外の男性と関係を持つと、身持ちの悪い女と見なされた。状況によっては死刑に処せられることもあった。この性に関する男女間の二重性は、ローマの伝統として確立し、同様に、古代地中海の他の地域にも波及した。初期共和制時代にはあまりなかった離婚は、B.C. 1世紀頃よりだんだん増えて、帝政の終わりころになると大家族のなかでの離婚は日常化した。

ローマ人も、他の古代ヨーロッパ人と同様に、結婚とともに存在する基本的制度として、妾制度を受け入れている。帝政ローマ時代の妾制度は、伝統的ローマ社会のすべての層で存在した。初期共和制の時代から、ローマ人は妾制度を結婚の代替と見なしていた。ほとんどの妾関係は、社会的地位の高い男性が社会的に地位の低い女性と同棲するというものであった。男性は、いつでもその関係を解消できた。後期共和制のローマ社会では、未婚男性が結婚をしないでも、常時性的相手を確保するために、妾制度は徐々に結婚の代替となっていました。結婚は、社会的階層がほぼ同じ人たちのあいだで結ばれるようになっていった。そして、花嫁と花嫁の父たちは、その成立の一部分として、それ相当の欠くことのできない花婿料を用意することになっていた。結果として、これらの条件を満たすことが困難だったり、不可能だったりする二人は、代わりに、愛人と妾として一緒に住むことを選んだのである。

妾を持つことは、とりわけ兵士たちの間で盛んであった。兵士は、兵役についている間は結婚出来なかったからである。また、収入がない家長は、娘に有利な結婚をまとめる必要があったのである。共和制時代と初期帝政時代には、妾制は、独身男性と独身女性の結びつきであった。しかし、後期帝政時代には、金持ちの権力者が正妻のほかに、一人もしくはそれ以上の妾を持つことが可能になり、それが普通になった。ローマ社会では、上級階級の女性と下層階級の男性との妾関係はよくないとされた。自由人の女性が奴隸男性の妾になるとその女性は、奴隸の地位に下ろされた。まったく同じか、よく似た階層の二人の自由人が妾関係になることは、ふつうあまりなかった。男性にとって、妻を持つかわりに妾を持つことはよくあることで、少しも恥ずかしいことではなかった。しかし、相手の女性は、正式に結婚している女性よりはるかに低く見られた。男性が他の女性に目移りして捨てられる妾もいれば、深い、真摯な、長く続行する愛情を得た妾もいた。

ローマの歴史のなかでは初めから終わりまで、売春(prostitution)は男女ともに盛んな産業であった。初期共和制時代には、ローマ人たちは妾(concubine)と女性の売春婦(female prostitute)を区別していないくて、同じ語(paelex)を使っていた。paelexとは、結婚と関係ない性的関係を持つ女性を冷ややかに指す言葉である。徐々に、妾の社会的、経済的地位がよくなったりした。婚外の長期にわたる関係と売春の特徴である一時的な関係の間に差が認められるようになった。

売春婦に二つの種類が後期共和制時代と初期帝政時代に顕著になってきた。定住売春婦(harlot)は、普通、売春宿に住み、そこを仕事場とした。そして治安判事に登録をさせられ、特別の税金を納めた。その見返りとして、売春許可を与えられた。登録していない売春婦たちは、普通、街に立つ売春婦として営業し、定まった住所を持たず、

定住売春婦より安いといわれていたが、より危険で、略奪されることもあった。多くの売春婦は、奴隸であるか、戦争で捕らえられた女性であった。売春宿の経営者は、ローマ人でない異邦人のなかから女性を買い入れたりもした。なかには、子供に売春をさせていた事実もある。子供を育てられない貧しい親が金のために子供を手放し食い扶持を減らすこともあった。

不義・密通(adultery)は、結婚している女性が夫以外の男性と性的関係を持ったときに罪に問われるものである。結婚している男性が妻以外の女性と関係を持っても、それは、stuprum と呼ばれ、罪にはならない。夫が密通中の妻を見つけた場合、ローマで行われていたのは、ローマ法(The Lex Julia)よりもっと厳しく、妻を殺すことを許した。ローマの寝取られ男は、妻の愛人をも殺すこともあった。The Lex Julia は、夫が妻の密通の現場を押さえた場合に限り、相手の男性を即座に殺してもよい。しかし、妻は、殺してはならないとしている。相手を殺すかわりに、傷ついた夫は、妻の愛人を 20 時間を限度として拘留することが許された。拘留の終わりには、夫は、愛人の拘留を解かねばならない。そのときには、愛人である囚人は、相當に傷ついていたことであろう。

奴隸の妻、妾の女性などは、密通をしても罪には問われなかった。

第3章 考察

古代ヨーロッパの社会での女性の地位に関して、次のことが特徴としてあげられる。

- A. 結婚している夫婦のあいだで、妻の密通にたいして、厳しい処罰を科している社会が多い。
- B. それとは、対照的に、夫が結婚外で女性と関係をもつことは、処罰されず、ときとして合法とされることも多々ある。
- C. 妾(concubine)および売春婦(prostitutes)は、古代のどの社会でもあった。
- D. 美の女神アフロディテは、売春の女神でもあった。
- E. 古代では、セックスは悪ではなく、聖なる売春まであった。
- F. ローマの家族は、現代の家族とは、まったく異なるものであった。

第4章 結言

ジェンダーの立場から、いろいろな社会、制度、法、文学などに光があてられ、議論されてきている。この方針によれば、女性が今置かれている社会の制度、考え方などについて考えることに繋がっていくのである。

男性が支配する社会の中では、女性の性行動は、いろいろな縛りを受けていた。古代ヨーロッパ社会は、この後に来る中世のキリスト教支配下の社会とは、性そのものに対する考え方は、大きく異っていた。結婚という制度と、結婚に縛られない男女の関係は、古代にも、現代にも存在している。

古代は、それほど昔のことではないのである。

引用文献

1. Brundage, James A. *Law, Sex, and Christian Society in Medieval Europe*. The University of Chicago Press, 1987.